

労働安全衛生規則等の一部改正について

(社会保険労務士による電子申請の代行における申請者の電子署名等の省略)

現行

現在、労働安全衛生法等に基づく届出等を社会保険労務士の代行により電子申請する場合、申請者及び社会保険労務士双方の電子署名及び電子証明書が必要。また、届出等の電子申請率は非常に低調。(健康診断結果報告:0.08% 労働者死傷病報告:0.12%(平成27年度))

※国の行政機関が扱う申請・届出等の手続のオンライン利用率 47.3%(平成27年度)



改正内容

行政手続を簡素化し、申請者の負担を軽減するため、社会保険労務士が申請者に代わり電子申請を行う際には、委任状など、当該社労士が申請者の申請手続きを代行する契約を結んでいることを証明する書面をもって、申請者の電子署名及び電子証明書を省略できるよう、省令の改正を行う。(平成29年12月1日施行予定)

※ あわせて、電子申請のためのマニュアルやリーフレットを作成・周知し、電子申請率の向上を図る。

